

書評

滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』

赤城 美恵子

一 本書の構成

本書は、2008年2月25日に逝去された、滋賀秀三先生の遺稿集である。とはいえ、編集を担当された高見澤磨（東京大学）・寺田浩明（京都大学）両氏による「はしがき」によれば、著者は生前より本書の準備を進め、高見澤・寺田両氏に本書の編集を委嘱するとともに、本書の目次案までをも遺していたという。「本書の構成は、まさにその滋賀氏の目次案によるものであり、……刊行時期こそ没後とはいえ、本書は徹頭徹尾著者自身の手になる書物である（「はしがき」i頁）。書名の決定は編者に委ねられていたが、著者の業績の一つである『清代中国の法と裁判』（創文社、1984年。以下「前書」）との連続性を著者自身が重んじていたことから、この書名が選ばれたという。

本書には、著者が東京大学を退官した後に発表した裁判制度に関する論文6篇、及び「師を語り己を語る」文章3篇が載せられている。編者に委ねられたそれぞれの抜き刷りには詳細な朱が入られていたという。「遺された抜き刷り [には] ……各処に朱筆が加えられる他、時には十数行にわたる新規の文章を書いた紙が貼り付けられてあった」（「はしがき」ii頁）。

さて、本書は次の構成を取る。

はしがき

第一章 中国法文化の考察——訴訟のあり方を通じて

第二章 淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型

第三章 清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として

第四章 伝統中国における法源としての慣習——ジャン・ボダン協会への報告

第五章 左伝に現われる訴訟事例の解説

第六章 清代の民事裁判について

附 録——師を語り己を語る三篇

一 田中耕太郎先生との出会い

二 中国法制史と私——老兵の告白

三 弔辞——石井良助先生に捧げる

著者従前の所論が本書によって訂正・改修・補充された主要な点の摘記

滋賀秀三先生 年譜
 滋賀秀三先生 著作目録
 索引

先に述べたように「はしがき」は編者による。また、「はしがき」によれば、章名はすべて各論文の初出時の表題のままである。「著者従前の所論が本書によって訂正・改修・補充された主要な点の摘記」は新稿である。「年譜」・「著作目録」は、著者が1987年の千葉大学退官の際に自訂し（千葉大学『法学論集』第2巻1号、1987年、掲載）、さらに中国語訳の『中国家族法原理』（法律出版社、北京）に掲載するために1993年に著者自ら補訂したものを土台として、編者の一人である寺田氏がその後の情報及び先行する部分の情報について追加・補充した。「索引」は、索引を附すようにとの著者の指示に従って、編者が索引項目の採録を行った、という。

なお、各章末尾には「後記」が附され、初出情報、初出時からの大きな変更点、初出に際して他の研究者から寄せられた批評に言及している。

二 各章の内容

本書は『続・清代中国の法と裁判』とのタイトルが示すとおり、第五章を除いては、清朝時代が検討の対象となっている。ただし、著者は中国史の時代区分について、春秋と戦国との境目及び清朝の滅亡に分岐点を置き、上代、帝制時代、近代の三つの時代に区分し、帝制時代を「二千年余の長期にわたって基本的には一つの動かぬ型を持續した時代」（111頁）ととらえ、そのなかで便宜的に清代を取り上げているのであって、したがって著者の考察は帝制時代全てに及んでいるといえる。

本書の第一章から第五章までは1987年から1989年に公表された論文がもとになっている。これら一連の論文において通底するのは、ヨーロッパの法文化と伝統中国の法文化とを対比したとき、法のあり方全般にわたって対極的な相違があり、その中核には「両者における訴訟観ないし訴訟構造の違いがあり、もろもろの相違点は源をたどるとそこへ集約して行くのではないか」（6頁）という思索である。この思索に基づき、本書における各章の位置づけを考えるならば、筆者は第一章において総体的な方向性を示し、第二章、第三章、第四章においては伝統中国の法文化の特徴について各論的に論証する。第五章では、『続・清代中国の法と裁判』という本書のタイトルにもかかわらず上代中国の裁判制度が検討されるが、「共通性の中に相違点を探る比較の手法を通じて中国の特性を浮かび上らせる」（113頁。傍点は筆者）ことが目的とされている。

具体的には、各章は次の内容を持つ。

第一章 中国法文化の考察——訴訟のあり方を通じて

（初出：日本法哲学会編『東西法文化——法哲学年報一九八六』、有斐閣、1987年、37～54頁）

本章において、著者は、「判定」概念を用いて、前述の思索について説き起こす。

ヨーロッパの訴訟は、法廷で示された対立する両当事者の「主張のどちらを正当と認めるかの

判定を下すという仕組み」(6-7頁)を持っていた。判定とは、受動的な作業であり、本質的には託宣であった。法とは原始的な意味においては「訴訟を通じて各当事者が受けるに相応しいと判定されたもの」(9頁)であり、歴史的な展開を経て「窮極的には常に訴訟を通じて実現され得る“正しさ”“相応しさ”の網羅的な体系」(10頁)と考えられた。これに対して、中国の訴訟では、判定を下すという契機がそもそも欠けている。「重罪案件」においては、まず罪を断ずるには原則として口供に拠るとされ(「口供主義」)、「自己の無実無罪を主張する人間を判定の手續にかけて有罪と出たならば本人の否認にもかかわらずこれを処罰するという手段はなかった」(14頁)。またなるほど法(=律例)による裁判が行われるが、官僚を統制するための「官僚制的な法」であって、「罪に問われようとする当事者がその存在や解釈の妥当性を争うことのできるような法ではなく、「主張の争いに対して権威ある第三者が判定を下すという構造はなかった」(16頁)。また、「州県自理」の案(重罪案件以外。この領域の案件を処理する作業は「聴訟」と呼ばれる)の処理では、そもそも法が用いられず、「事実として誰も争わなくなることによって終るという構造をも」ち、「争訟の鎮静が目的であって、争訟を通じて何が法であるかを発見することが目的ではなかった。納得づくの解決であってここにも判定という契機が缺けていた」(19頁)。

このような分析の上で、筆者は、ヨーロッパの訴訟をアゴン(競技)型訴訟(野田良之氏の訴訟観に基づく)と、これに対して伝統中国の訴訟を、その父母(=皇帝・官僚)の赤子(=民衆)に対する世話やきの一側面としての司法業務の性質から、父母官型訴訟と名付けている。

第二章 淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型

(初出:『東洋法制史の探究——島田正郎博士頌寿記念論集』、汲古書院、1987年、253~317頁)

台湾の現在の新竹市にあった清代の地方官庁に残された公文書を、戦後、台湾大学戴炎輝教授が整理、分類した。これが「淡新檔案」である。筆者はかつて戴氏の私邸において淡新檔案の原物を閲覧し、またワシントン大学において同大学所蔵のマイクロ・ネガフィルムからポジフィルムを作成し東京大学法学部研究室に入れる便宜を与えられた。本章では、淡新檔案の初歩的知識を学界全体で共有することで、その後の論議の進展を円滑ならしめる効果を期待して、「檔案を実査したときの印象と覚書きそして数十葉のカラー写真」、「主としてはフィルムおよびフィルムからの焼付け複写」から得られた知見に基づき、「州県レベルの檔案というものがどんな物であるかということの若干の整理」が行われる。その際、文書類を「一 申し立て書、訴状」(この項ではさらに「呈・状式紙」、「戳記」、「状式紙罫目等」、「注意事項」、「訴状の提出」、「副状」、「白紙の呈」、「稟」、「訴状の内容と批」、「別紙附件」を分けている)、「二 指令書の原稿」、「三 差役の復命書」、「四 法廷記録」、「五 証文、一札」、「六 官庁間文書」、「七 その他」に分けて、それぞれの文書の名称、形式、提出の時期・方法について、説明を加えている。

第三章 清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として

(初出:『法制史研究』37号、1988年、37~61頁)

本章では、第二章で行われた淡新檔案の文書類類型別整理に基づき、清代州県衙門における訴訟について、従来の書籍史料の分析を通じては気づかず、あるいは知り得なかった次の点を明らか

にした。①民事的紛争は暴力行為を伴い、訴状も相手の悪行を非難する形で書かれる。②官憲が民事紛争に介入するとき、差役の出現という形が取られるが、差役に与えられる令状には、召喚令状のみならず、調査令状、契拋取寄せ令状、履行督促令状、調停令状、実力行使制止令状、差し押え令状、逮捕令状が含まれる。③訴訟とは、両当事者あるいはその他の者が新たな申立をしないならばそこで終わるもの、逆に何らかの申立が続く限り終わらないものであった。

訴えが入れられ「令状を手にした差役という形で官憲の力が立ち現われてくる」と、それが呼び水になり民間の調停が進むこともあった。「官憲の「聴訟」と民間の調停とは同時進行的、相互補完的に働くもの」(78頁)であった。

第四章 伝統中国における法源としての慣習——ジャン・ボダン協会への報告

(初出：『国家学会百年記念 国家と市民』第三巻、有斐閣、1987年、341～360頁)

本章は、伝統中国における法源としての慣習について、慣習が法源として目に見えて機能した可能性が強い「聴訟」(「争訟」手続)を取り上げ、そこでの判断基準について論を進める。

そもそも中国人が判断基準として考えるのは、〈情〉(人間味)、〈理〉(天理)、〈法〉(王朝の法律)や儒教の古典・〈礼〉等であるが、「争訟」手続での裁定のための最も基本的な手引であり、最広義の法源として考えられたのは〈情〉・〈理〉、すなわち〈情理〉(常識的平衡感覚)であり、〈法〉や〈礼〉は〈情理〉の働きの手がかりを与えるに過ぎない。そして、慣習はこれらと別の法源としてはカウントされない。しかし、慣習についての知識は〈情〉・〈理〉・〈法〉に基づく公平な判断の前提要件と見なされ、他面、〈理〉が「中国人によって普遍的に受け入れられていた慣習的な諸原則」であり、〈情〉が「中国的思考様式にとって非常に重要な要素」であるからには、「〈情理〉それ自体が中国の慣習なのであったとも言うことができる」(104-105頁)。

なお、本章は、『ジャン・ボダン協会会報』に寄稿された英文の原稿の翻訳であり、英文は後にRecueils de la Société Jean Bodin LIII《La Coutume》3^e parti: Europe orientale, Asie et Islam, 1991, pp.413-425に掲載刊行された。

第五章 左伝に現われる訴訟事例の解説

(初出：『国家学会雑誌』102巻1・2合号、1989年、1～45頁)

本章では、上述の目的に基づき、前書『清代中国の法と裁判』で示した、中国でも上代では「素朴ながらも、主張の争いに対する判定という、裁判本来の姿があった」(前書89頁)とする見解について、修正を図る。

本章では、まず、「獄」・「訟」、「訴」・「愬」といった、語義についてまず検討が加えられる。次いで、『左伝』に現れる獄・訟の事例、訴訟が関係する事例を11件取り上げ解説を加えている。

その上で、以下のことが指摘される。前稿の躰きは「勢望ある者が[当事者合意の上]求められて裁きに当たる」とした点にある。むしろ、裁き手は覇者という軍勢力を背景に国際的政治社会に安定性を与える機能を期待され自認していた存在であり、覇者は政局安定のためには他国内政に介入することもある。つまり「政治的権力が事態の安定のために働くその世話やき機能を発揮する一つの場として訴訟が位置づけられていた」のであり、「判定を契機とするアゴンの訴

訟とは無縁、むしろその対極にあるもの」(154頁)であった。すなわち、「権力の世話やき機能を期待する訴訟観」は中国法文化の根底に流れていたものであり、「父母官型訴訟とはこの古くからの訴訟観が帝制という体制のもとでとった現象形態であると説明することができる」(155頁)。

これら一連の論文によって、著者は中国、とりわけ帝制時期の訴訟制度のあり方に対する基本的な考え方を提示した。このおよそ10年後に次の第六章となる論文が執筆される。この間にフィリップ・ホアン(Philip C.C.Huang)氏¹、寺田浩明氏²によって、帝制時期の訴訟制度のあり方に対して、著者とは異なる見解が示された。第六章の論文はこれらの見解に対する筆者の反論として、とりわけ寺田論文に対する反論として用意されたものであり、従来の筆者の自説の整理、新説の展開がなされる。

第六章 清代の民事裁判について

(初出：『中国——社会と文化』13号、1998年、226～252頁)

寺田論文は、著者の民事的裁きに対する見解を「〔清代地方官の民事的裁きは〕……即ち敢えて言えば「裁判」というより「調停」と呼ばれるべきものであった」ととらえ、「ホアン氏の研究成果を紹介し、またそれを滋賀氏の所説とつきあわせ、清代官憲が民事事案に対して下していた裁きは情理に従った調停であったのか、それとも法に基づく裁判であったのかという問題を、改めて考えることを目的とする」(本書163頁に引用。また、下線は本書において著者により付された傍線である)。著者は、この問題設定自体がすでに誤っているとす。すなわち、「裁判と調停の区別は、当事者の同意なしに案件を終結せしめるか同意を得て終結せしめるかの違いにある。法律に依拠するならばそれは裁判であり、法律に依拠しないならば裁判ではなくして調停なのだ、などと決して言えるものではない」(164頁)。

その上で、ホアン氏と著者の論点のすれ違いを指摘し、また「遵依結状」の理解をめぐる寺田氏との議論を整理し、聴訟を「公権的ではあるが判決という手段は持たない紛争処理方式……内実を言えば教諭的調停」(180頁)ととらえる。他の紛争解決と教諭的調停とはいかなる位置関係に立つのかというと、(A) 無条件に言い渡される断定による解決と (B) 当事者の受諾によって成り立つ解決、及び (a) 当事者の合意による管轄と (b) 強制的管轄という軸を立て、(A)・(a) = 仲裁、(A)・(b) = 裁判、(B)・(a) = 調停、(B)・(b) = 教諭的調停であるとする。そして、裁判には広狭両義があり、「ある体制がその体制なりに刑罰に問われようとする者に事実として保障している公正な手続、正しい利益の保護・実現を求めて国家権力の判断・支持を得ようとする者に対して保障している最も公式な手続を称して、広義において「裁判」と呼ぶ」(183頁)という見方を提示し、なお清代の聴訟もまた広義の意味では裁判であったと位置づける。

さらに、王亜新氏の示した³、「事実認定」がなされる〈“判決型” 審判モード〉と「事実の解明」がなされる〈“調解型” 審判モード〉とを対比する議論に示唆を得て、清朝時代の聴訟の性格が整理される。そして、「清代裁判制度の実態は、刑事と民事を問わずすべてが「糾問」手続であることを基本的性格としていた」(192頁)こと、および「判決」と「判定」の両概念の示す内容の差異から、王氏のモデルを日本語に訳するときには、微調整を加え、それぞれ「判定型裁判モデ

ル]、「糾問調停型裁判モデル」とすることを提案する。

なお、附録として、次の3編がおさめられている。

附録一 田中耕太郎先生との出会い

(初出：鈴木竹雄編『田中耕太郎——人と業績』、有斐閣、1977年、293～297頁)

附録二 中国法制史と私——老兵の告白

(初出：『中国——社会と文化』5号、1990年、338～360頁)

附録三 弔辞——石井良助先生に捧げる

(初出：『創文』342号、1993年、4～5頁)

附録一、附録三は著者と田中耕太郎先生および石井良助先生とのかかわりが、附録二は著者の学問に対する姿勢が描かれる。これらによって、著者の法制史学方法論の本質が垣間見えるように思われる。

また、「著者従前の所論が本書によって訂正・改修・補充された主要な点の摘記」に言及されるのは、①前述第五章で示された修正、②訴状の性格をめぐる、前書153頁の所論に対する本書第二章第一節における改修、③糾問型刑事裁判の過程での弊害として、未決囚の「長期拘留」が発生しやすい点につき、本書第一章第三節注(12)における指摘の補充の三点である。

三 本書の位置づけ

以上の内容を持つ本書は、著者従来の研究著作の中で、あるいは学界の中で、どのように位置づけられるのか。

(1)『清代中国の法と裁判』との関係から

本書は、勿論、著者自身が連続性を考えていた前書『清代中国の法と裁判』を前提に展開する。本書と前書とはいかなる位置関係にあるのか。

第一に、本書を通じて、清朝時代の裁判の考察において「判定」概念、あるいは「アゴン型訴訟」と「父母官型訴訟」との対比が重要な要素となっていることは言うまでもない。前書をひもとけば、第一章「清朝時代の刑事裁判」(初出は1960年)において、著者は清朝の刑事裁判の性質について、すでに「判定」概念を用いつつ、「われわれが裁判というものの本質と考えるところの、相争う主張に対して公権的に下される判定という性格を、中国の刑事裁判は持っていなかった」(前書71頁)と述べている。すなわち、刑事裁判に限ったことではあったが、中国の裁判の性質についてその基本はすでに指摘されていたと言いうる。しかしながら、同論文ではまた、本書第五章で修正されたように、上代中国の裁判においては「判定」がなされていたと述べている。その後、前書第四章「民事的法源の概括的検討——情・理・法——」(初出は1981年)において、「アゴンの訴訟」の対立物としての中国における訴訟構造がより意識され、それを受けた第五章「法源としての経義と礼、および慣習」(前書における新稿)の中で、このような中国の訴訟構造の

伝統が何故、如何にして形成されてきたのかという問題関心に立つと、上代中国の裁判においては「判定」がなされていたとする見解についても修正が必要となることが筆者自身により指摘される。このような、一連の思索の流れの中で、本書所載の各論文は執筆された。とりわけ本書第一章、第五章は、ヨーロッパ法との差異及び中国法の連続性を意識的に基盤に置いた分析を行う。また、本書第四章は、前書第四章、第五章を、ヨーロッパ法における「慣習」概念との対比の中で再考する。これによって、中国法の特徴がより明確になったといえよう。

第二に、前書第一章では清朝時代の刑事裁判の仕組みが整理され、第三章「判決の確定力観念の不存在——とくに民事裁判の実態——」（初出は1974・1975年）では「書籍史料」の分析によって民事裁判の仕組みを整理した。しかし書籍史料、すなわち「判語」や「判牘」に対して、筆者は「訴状や召喚状の控えや供述調書などなど、すべて継ぎ合わされて一件書類として保存されるところの檔案のうちから、官の判断を示した言葉の部分だけを抄録し、集めて書籍として刊行したものであって、判断の前提となる当事者の主張等を示す他の文書から切離されてしまっているために、とかく隔靴搔痒の感をまぬかれない史料」（前書147頁）と評価する。その後、筆者は檔案史料の原物を閲覧し、当該「論文の所論は裏づけられる点が多いが改められなければならない点は殆んどない」（前書149頁）とし、檔案研究については将来を帰した。その中で執筆されたのが、本書第二章、第三章であり、檔案研究であるこの2本の論文によって、清代民事裁判、すなわち聴訟の具体像が浮かび上がったのではないかと思われる。

第三に、民事的紛争の解決、すなわち聴訟が、「調停」であったのか「裁判」であったのかという問題につき、本書で改めて検討がなされている。すなわち、前書第三章において、まず「当事者から遵依〔官憲の判断を受諾し遵守する旨の誓約書〕を取ることによって始めて落着するような性質の裁判」につき、「本質的には調停であった」としながらも、「官憲の開明的な判断とその強権とを最後の頼りとして救済を求めて現われる人民に対して、条理に基いて最も公正妥当と考えられる措置を公権的に説示し、官憲の威信と懲らしめ権を背景として強力にその受け入れと遵守を迫るものであった。それは常識的にはやはり裁判と呼ばれるにふさわしい」として、「ここで裁判か調停かと二者択一的に問うことは恐らく意味がないであろう」と述べる（前書252-253頁）。その上で聴訟を「調停的裁判」、「教諭的調停」であったとする（なお、「教諭的調停」はD.F.ヘンダーソン氏による、江戸時代の民事紛争処理制度を説明するための概念であり、著者はなおヘンダーソン氏の説く教諭的調停と伝統中国の聴訟との差異を指摘している）。この認識は、本書に至るも変化はない。しかしながら、「本質的には調停」でありながら「裁判と呼ばれるにふさわしい」とはいったいどういうことなのか。確かに、異なる法文化の制度や概念について、われわれが日常用いるヨーロッパ法に由来する制度・概念でもって説明することは難しい。さりとて、この問題は放置されるべきではない。著者は、本書第六章において、この問題について、聴訟と他の紛争解決手段との違いを前述のよう示し、また裁判の語義の検討を通じて、「清代の聴訟は広義において裁判でありながら、その内実は狭義の真正な裁判ではなかったという命題」（本書183頁）を成り立たせた。

このように、著者は前書において提示した理論を、本書によってその輪郭をより明確化し、われわれに提示している。

(2) 滋賀理論が現代の中国法制史学になげかけたもの

著者は、前書及び本書によって、上に整理したようなヨーロッパの裁判モデル（「アゴン型訴訟」あるいは「判定型裁判モデル」）とは対極に位置する中国帝制時代の裁判モデル（「父母官型訴訟」あるいは「糾問調停型裁判モデル」）を提示した。制度論としては、刑事・民事を問わず訴訟の構造を解きほぐした。また伝統中国における法のあり方についても、訴訟構造との関係にたって、とりわけ前書において周到に語られた。このような滋賀理論は、われわれ中国法制史研究者の思考の基底を形成する。そして、同時に、われわれにとっては、次のステージに進むためには乗り越えなければならない大きな山でもある。

このような中、例えば、寺田浩明氏は、滋賀理論を基盤として、伝統中国における裁きのあり方、法のあり方に別の側面から迫る⁴。すなわち、伝統中国における日常的秩序は自己の正当な利益・自己の領分を守るための「互譲と泣き寝入り」による黙々とした「押し合いへし合い」によって成り立っていた。相手の押し込みが一定限度を超えれば、それは表だった衝突となり、相手の「欺圧」とそれに対する懲戒、自己の「冤抑」とそれに対する伸冤が訴えられる。裁きに期待されるのは、「確定的な権利」の実現ではなく、公平無私な存在による互譲共存の状態の作成作業であり、したがって、裁く者が一方に偏らない公平な存在であれば、官憲の聴訟でも民間の調停でも何れの解決手段でもよかったということになる。そして、このような裁判像においては、行為基準（公平無私な主体によって示される「公」）は共有されるが、「裁判規範」は形成されることはない。寺田氏は、このような議論を展開した上で、伝統中国社会においては、確かにわれわれが観念するような「ルール」（「規範と現実とが不即不離に綾成すような法の自然状態を出発点に置いて、その中から人が社会に潜在する規則性の幾つかを自覚的に取り出して明確化・客観化しそれに権力的な裏付けを与える」ことで定立される）はないけれども、「民事・刑事問わず社会の全面に渉る仕方で社会規範の権力的制度的な統御の試みが行われ」たとして（寺田注4所掲論文「非ルールのな法」というコンセプト」51-52頁）、「非ルールのな法」という概念を打ち出すに至っている。この考え方は、滋賀理論とは根本的に異なっている可能性もある。今後も検討していかなければならない。

最後に、今後の課題として次の点を上げ、評者としての責めを塞ぐこととする。筆者が中国史の時代区分として上代・帝制時代・近代の3つに分けたこと、筆者の考察が清代を対象としながらその射程は帝制時代全域に及ぶことは、先に述べたとおりである。しかし、勿論、帝制時代が型にはまった時代であったとはいえ、時間的な流れの中でそのまま停滞していたわけではなく、なにがしかの動きがあった。そしてこの点につき筆者自身も自覚的であった。「第二の時代が型にはまった時代であるということは、決してそこに発展がなかったという意味ではない」（前書4頁）。その上でなお帝制時代に通底する法と裁判の基本的性格を明らかにしようというのが、おそらく著者の意図であったと思われる。そして、その点に関しては著者の目的と方法とは合致し、前述のような成果を学界全体にもたらした。しかしながら、では細目的な部分はどうかというと、なお検討すべき論点が多く存在する。すなわち、著者が基本的な枠組みからは外れるとした制度はどうか、あるいは種々の法制度にはいかなる時代的な変遷があり、それは何を背景としていたのか。われわれは詳細な検討を行い、それらを併せて、伝統中国の法制度の全体像を描き

出すよう、つとめなければならない。

(創文社、2009年、256頁)

注

- (1) Philip C. C. Huang, "Between Informal Mediation and Formal Adjudication: The Third Realm of Qing Civil Justice" (*Modern China*, Vol. 19 No. 3, 1993) ; Philip C. C. Huang, "Codified Law and Magisterial Adjudication in the Qing", in Kathryn Bernhardt & Philip C. C. Huang eds., *Civil Law in Qing and Republican China*, Stanford University Press, 1994. この2つの論文は、Philip C. C. Huang, *Civil Justice in China: Representation and Practice in the Qing*, Stanford U.P., 1996に再録されている。
- (2) 寺田浩明「清代民事司法論における「裁判」と「調停」——フィリップ・ホアン (Philip C. C. Huang) 氏の近業に寄せて」(『中国史学』5号、1995年)。
- (3) 本書においては、王亜新『中国民事裁判研究』(日本評論社、1995年)、同「論民事、経済審判方式的改革」(『中国社会科学』1994年第1期)が挙げられ、特に後者から示唆があったと述べている。
- (4) 寺田浩明氏の一連の論文の中でも、特に「権利と冤抑——清代聴訟世界の全体像」(『法学』61巻5号、1997年)。「清代刑事裁判における律例の役割・再考——実定法の「非ルールの」なあり方について」(大島立子編『宋—清代の法と地域社会』、財団法人東洋文庫、2006年)、同「「非ルールのな法」というコンセプト——清代中国法を素材にして」(『法学論叢』160巻3・4号、2007年)。